

# 小城市議会基本条例(案)への

## ご意見を募集します

小城市議会は、市民の代表機関として、市民参加を推進する議会を目指し、議会の基本理念や責務、市民や市長と議会との関係並びに議会に関する基本的事項を定めた議会基本条例を策定するため、市民の皆さんからご意見を募集するパブリックコメントを実施します。頂いたご意見は、同条例制定の資料とし、後日議会の考えとともに公表する予定です。

**【募集期間】** 平成24年1月24日(火)～2月17日(金)

**【応募方法】** 氏名、住所を記入の上、郵送、持参、FAXまたはEメールで、ご意見を小城市議会事務局まで提出してください。

**【宛先】** 〒849-0302 小城市牛津町柿樋瀬1100番地1 小城市議会事務局  
FAX：63-8812 Eメール：gikai@city.ogi.lg.jp

**【問合せ先】** 小城市議会事務局 ☎63-8810 担当：松永・水田

**【条例案の公表先】** 市のホームページ(<http://www.city.ogi.lg.jp>)に掲載の他、議会事務局(牛津庁舎)及び各庁舎窓口にて配布

※対象者は、小城市パブリックコメント実施要項に準じて、市内に住所を有する者、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体、及び市内に存する事務所・事業所に勤務、または学校に在学するものとする。

## 小城市議会基本条例(案)の概要

小城市議会基本条例を制定する目的と特徴は、次のとおりです。(条例案骨子)

### 【前文(目的・最高規範性)】

議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

### 【議会及び議員の活動原則】

議会は、市民に開かれた議会を目指して活動し、市の議決機関として政策立案の強化と適正な監視・評価などの機能を十分発揮させること等を規定しています。また、議員は、市政全般の課題や市民の多様な意見を的確に把握し、議員間の積極的な議論に努めます。

### 【市民との関係】

本会議の他、常任委員会や各委員会を原則公開で行うこととし、多様な市民の意思を聞くために意見交換の場を設け、議会への住民参加を進めながら政策提案の拡大を図ることを規定しています。また、議会の説明責任を果たす方法の1つとして、市民への議会報告会を実施することを規定しています。

### 【市長や執行機関との関係】

議会は、常に執行機関との緊張関係を保持し、事務の執行の監視・評価を行うとともに、政策立案、政策提言を通じて、市政の発展を目指すことを規定しています。また、本会議の他、常任委員会等においても、議論の水準を高めるために、議長又は委員長の許可を得て、執行部側から議会側に対して、質疑内容等の確認に関する質問をすることができることにしています。

### 【自由討議の保障】

議会の審議にあたっては、議員相互間での自由で活発な討議に努めることにより論点及び争点を明らかにさせ、議論を尽くして合意形成を図るよう規定しています。

### 【見直し手続】

この条例の目的が達成されているかを常に検証し、市民の意見、社会情勢の変化等に的確に応えるため、議会自らが適宜見直ししていくことを規定しています。